

2024年4月

各位

株式会社 山形銀行

**「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の確認義務履行
および「米国 OFAC 規制」に関するお願い**

かねてより当行は、「外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法）」に基づく経済制裁措置および「米国 OFAC 規制」に対応するため、お客さまのご送金（仕向、被仕向）、輸出入取引が、「貿易に関する支払規制」、「資金用途規制」、「対外直接投資に関する規制」および「役務取引に関する規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、お客さまの外国為替取引に関しまして、下記のお取扱いとさせていただきます。
お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ご送金目的（仕向）・お受取の理由（被仕向）についてのご申告をお願いいたします。

- (1) ご送金目的またはお受取の理由をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地（都市名）、仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。
- (2) （仕向送金の場合）お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないこと、最新のロシア関連規制に該当しないこと、ならびに「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告（依頼書等の該当欄にチェック）いただきますようお願いいたします。
※ 上記ご申告の手続きや申告に係る定型文言等は従来不変の対応といたします。

2. 【仕向送金】お取引の関係者についてのご確認をお願いいたします。

お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないことをご確認のうえ、その旨をご申告（依頼書等の該当欄にチェック）いただきますようお願いいたします。

- (1) 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと
- (2) 「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないこと
- (3) 外為法に基づき、タリバーン、テロリスト、拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発関連）、ロシア・ベラルーシ関連等として、資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者が支配、または制裁対象者に代わって行うものではないこと
- (4) 最終的な資金の受取人や取引関係者が、ロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の

総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配される法人や団体等ではないこと

3. お取引内容を確認できる資料のご提示（添付）をお願いいたします。

- (1) お取引に関する資料（輸入許可通知書、輸出許可通知書、原産地証明書、船荷証券、売買契約書、インボイス等）をご提示（添付）いただき、お取引内容の詳細を確認させていただきます。
- (2) 各種規制に該当しないことが確認できない場合には、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

4. ロシア関連規制については、最新の規制内容を財務省告示や財務省 HP 等にてご確認くださいませようお願いいたします。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、外為法に基づく各種規制が随時発動しております。必ず財務省 HP（*）等にて内容をご確認いただいたうえで、ご申告をいただきますようお願いいたします。

(*）財務省 HP：[トップページ](#)>[財務省の政策](#)>[国際政策](#)>[外為法関係・為替政策](#)>[外国為替及び外国貿易法（外為法）の概要](#)>[ウクライナ関連情報](#)

<外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（抜粋）>

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易に関する支払規制	・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
資金使途規制	・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれる取引 ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれる取引
支払の原則禁止	・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等への支払
ロシア・ベラルーシ関連規制	
役務取引規制	・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体に対して行う技術の提供に関する取引 ・ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルティング・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る労務または便益の提供に関する取引 ・ロシア法人等への信託業に係る労務または便益の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体に対して行う技術の提供に関する取引

対外直接投資 規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアにおいて行われる事業、またはロシア法人等もしくは当該法人に実質的に支配されている法人によりロシア以外で行われる事業に係る投資 ・本邦居住者が、他の本邦居住者または非居住者と共同設立する組合等によるロシアにおける事業活動に充てるための支払 ・本邦居住者が、ロシアの個人若しくは法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立する組合等のロシア以外で行われる事業活動に充てるための支払
上限価格規制	<ul style="list-style-type: none"> ・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約または債務保証契約に係る取引
証券取引規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券取得または譲渡に関する取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る）の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引
輸出入の禁止 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出に係る取引 ・ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンド（ロシア国外で加工されたものを含む）の輸入に係る取引
貿易規制	<ul style="list-style-type: none"> ・「ドネツク人民共和国」（自称）または「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地および仕向地とする輸出入取引
その他規制	
制裁対象者との 取引規制	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む） ※なお、以下に該当する場合も規制対象となります。 ・直接または間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
対外直接投資 規制	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業、皮革または皮革製品の製造、武器の製造、武器製造関連設備の製造、麻薬等の製造に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

5. 米国 OFAC 規制に関する留意点をご確認ください。

米国 OFAC 規制^{*1}上の理由により、当行でお取扱いができないお取引

● 以下の（１）、（２）のいずれかに該当する、米ドル建のお取引

（１）お取引の当事者や関係地^{*2}に、直接間接を問わず、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、イラク^{*3}、ベネズエラ^{*4}またはクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）およびルハンスク人民共和国（自称）が含まれているもの。

（*1注）米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域、特定の個人・団体等について、取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。本邦における外国為替取引であっても、「制裁対象者」が関与する米ドル建て取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限される等、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

（*2注）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、お取引に関与する銀行・船会社・運送会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者／運営者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。

（*3注）イラク文化財に関連するお取引

（*4注）同政府が直接または間接的に関与する取引。同政府には、政府関連機関、政府が所有／支配する団体、政府のために行動する個人・団体を含みます。

（２）大量破壊兵器の拡散・薬物取引・テロ活動に関わる企業や個人、国際犯罪組織等 OFAC が経済制裁対象者等として指定した個人・団体等^{*}が関与するもの。経済制裁対象者等には「Specially Designated Nationals」（SDN）、「Foreign Sanctions Evaders」（FSE）等が含まれます。

^{*}経済制裁対象者等が 50%以上出資する団体等を含む

● 米ドル建ではなくても、上記（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

- ・ 米国金融機関・法人（米国外の支店・子会社を含む）
- ・ 米国人（米国外に居住する者を含む）
- ・ 米国に居住／所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

● 上記以外でも、OFAC が規制対象として指定する取引（米国企業等の米国要素の関与がない制裁対象者との取引等の所謂、二次制裁対象取引）

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページをご参照ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

お取引受付後の中止または取消等について

お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行より再度お取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関（含む邦銀米国支店）が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知おきください。

【 本件に係るお問い合わせ先 】 山形銀行金融市場部 国際業務グループ
電話：023-623-1221（受付時間：平日 9:00～17:00）

以上